

HF0-1234yf をカーエアコン用冷媒として使用する自動車の取扱いについて
(周知・注意喚起)

平成22年12月24日
経済産業省 自動車課

現在、カーエアコン用冷媒としては、HFC-134a が広く使用されているところ、近年、新たな冷媒として HF0-1234yf が開発され、その実用化が進んでおります。

特に、欧州市場において先行的に導入が進められており、来年以降 HF0-1234yf をカーエアコン用冷媒として使用する自動車の販売が開始される見込みです。そのため、欧州市場で販売された HF0-1234 yf をカーエアコン用冷媒として使用する乗用車が輸入され、日本国内で流通することも想定されます。

HF0-1234yf は可燃性を有する等の特徴を持ち、従来の HFC-134a とは、高圧ガス保安法、使用済自動車の再資源化等に関する法律上の取扱いが異なるところ、別紙の事項について注意喚起いたします。関係者に周知・注意喚起いただきますようお願い致します。

以上

(別紙) HF0-1234yf をカーエアコン用冷媒として使用する自動車に係る高圧ガス保安法等における注意点

※以下は代表的な注意点をまとめており、詳細は高圧ガス保安法及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する各執行機関等に確認のこと。

高圧ガス保安法関係

○使用（走行）時の注意点

ユーザーが使用（走行）する際の取扱いは、従来の HFC-134a と同様であり、特段の新たな対応は必要ない。

○整備時の注意点

HF0-1234yf は従来のカーエアコン用冷媒と異なり可燃性を有するため、整備時の回収・再充填について高圧ガス保安法上の対応が必要となる。具体的には HF0-1234yf の回収・再充填を行う者は、

- ・ 都道府県知事の許可を受け、又は都道府県知事への届出を行うこと
- ・ 防爆のための一定の基準を満たす回収・再充填機を使用すること
- ・ 特定の施設からの保安距離を確保すること
- ・ 火気からの保安距離を確保すること 等

の対応を行うことが必要となるが、個別の事案により対応が異なるため、許可申請・届出時に詳細を確認願いたい。

○解体・リサイクル時の注意点

解体時に大気解放を行う場合は、高圧ガス保安法に基づき、火気を取り扱う場所を避け、通風の良い場所で少量ずつ解放する等の対応が必要。

また、回収を行う場合は、整備時の回収・再充填と同様となる。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）関係

HF0-1234yf は、現時点では、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に規定する特定物質等には指定されていない。したがって、現時点では、自動車リサイクル法に基づく回収義務の対象ではなく、初度登録等の際の冷媒回収に係る再資源化預託金（いわゆるリサイクル料金）の支払いは不要となる。

このため、当面は HF0-1234yf は大気解放を行うことも、自主的な回収を行うことも可能であるが、その際は上述の高圧ガス保安法上の注意点到留意が必要。

以上